	⑷　空　中　線　の　利　得	
	⑸　指　　向　　方　　向	
8　開　設　し　た　無　線　局　数		
9　備　　考		

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　届出者欄の記載は、次によること。

⑴　住所については、包括登録人の住所を記載すること。

⑵　氏名又は名称は、包括登録人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

⑶　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

３　１の欄は、現に包括登録を受けている番号を記載すること。

４　２の欄は、現に包括登録を受けた年月日を「H17.10.12」のように記載すること。

５　３の欄は、当該届出に係る無線局を開設した期日を注４に準じて記載すること。

６　４の欄は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を注４に準じて記載すること。

７　５の欄は、次によること。

⑴　移動しない無線局にあつては当該届出に係る無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載し、併せて空中線の位置の経度及び緯度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「135.30.30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第１号に規定する無線局にあつては「何県何市何町○―○―○何ビル屋上（又は公衆電話ボックス上）」等と記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。

⑵　移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

⑶　都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。

８　６の欄は、当該届出に係る無線局が移動するものに限り、その無線設備の常置場所を記載すること。ただし、都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。

９　７⑴の欄は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

10　７⑵の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」又は「ABC89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

11　７⑶の欄は、無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」又は「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

12　７⑷の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をGis（絶対利得）で記載すること。